

有機農産物、有機農産物加工食品、

についての

輸入業者

の

認証の技術的基準

—解説 第2版—

制定 2005年11月25日 農林水産省告示1834号

最終改正 2018年3月29日 農林水産省告示692号

告示の原本は、テキスト法令集

有機農産物及び有機加工食品に係る農林水産省登録認証機関登録第17号

生産情報公表農産物に係る農林水産省登録認証機関登録第31号

福島県特別栽培農産物に係る登録認証機関登録第4号

国際有機農業運動連盟（IFOAM）加盟

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

CJOFG(Center of Japan Organic Farmers Group)

東京都千代田区外神田6-15-11 日東ビル703

電話 03-5812-8055 ファックス 03-5812-7370

ホームページ <http://www.yu-ki.or.jp>

輸入業者による格付の表示

1. 指定農林物資と有機 JAS マーク

有機農産物と有機農産物加工食品については、有機 JAS マークがなければ有機の表示はできない。このことは、国内で生産されたものでも、外国で生産され、輸入されるものでも同じである。

2. 日本有機食品が輸入され、流通するふたつのルート

①外国生産行程管理者による格付が行われ、JAS マークが表示されたもの

外国で生産・格付され JAS マークつきでくるので、そのまま流通できる。

②認証輸入業者による JAS マークが表示されたもの

日本が同等性を認めた国の認証制度で認証され、政府証明がついて輸入されたものに認証輸入業者が JAS マークをつけて国内に流通させる。

3. 認証輸入業者による格付の表示（有機 JAS マークの表示）

JAS 法第 12 条

農林物資を輸入することを業とする者（以下「輸入業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認証に係る農林物資について、その輸入する当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4. 農林水産省令で定める事項（施行規則 3 5 条）が記載されている証明書

① JAS 制度と同等性を有する国の政府もしくはそれに準ずる機関（施行規則 3 8 条・官報に公示）が発行したものであること

<同等性を有する国> （JAS 施行規則 3 7 条）

EU（28 カ国）、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド、スイス及びカナダ

<発行できる機関（大臣が政府機関に準ずる機関として指定）>

EU 関係

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-41.pdf

② 記載されているべき事項は、（施行規則35条）

- 一 発行者の名称及び住所
- 二 証明書の年月日
- 三 指定農林物資の種類及び量
- 四 認証に相当する行為を行った外国の機関の名称
（認証機関名）
- 五 格付が行われたものである旨

* 証明書の例

別紙 USDA : EXPORT CERTEFICATE

4. 認証輸入業者のできること

同等性国から輸入された有機食品の包装と有機 JAS マークの表示。小分けしたり、ブレンド、精米、加工等を行うことはできない。(Q&A 問4-2)

5. 認証輸入業者が包装、表示できる有機食品

以下の条件を満たすもの

- ① 指定農林物資（有機農産物、有機農産物加工食品）であること。
- ② 同等性国で生産、加工・製造されたものであること
- ③ 政府機関もしくはそれに準ずる機関が発行した証明書がついたものであること。

* 指定農林物資は、有機加工食品ではないので注意。有機農産物加工食品。

6. 第三国で生産、同等性国経由の有機食品の扱える範囲

Q&A 問4-4、4-5

* アメリカ・カナダの場合、第3国で生産されたものでもアメリカ国内で小分け・包装され、有機表示されたものであれば取り扱うことができる。EU は、不可。

別紙 米国からの同等性を利用して輸入について

7. 農林物資の種類ごとに認証を取得

有機農産物の輸入業者

有機農産物加工食品の輸入業者

7. 倉庫業者との連携

倉庫業者に格付の表示の貼付を委託することは、出来ない。必要な場合には、グループ認証を取得。

Q&A 問4-1

8. 同等性国の認証事業者への格付の表示の委託

認証輸入業者は、輸入先の同等性国の認証事業者に有機 JAS マークの貼付を委託することができる。

Q&A 問4-7から4-12

認証の区分と認証の技術的基準

認証の区分	該当する認証の技術的基準
有機農産物の生産行程管理者	有機農産物及び有機飼料についての生産行程管理者の認証の技術的基準
有機加工食品の生産行程管理者	有機加工食品及び有機飼料についての生産行程管理者の認証の技術的基準
有機畜産物の生産行程管理者	有機畜産物についての生産行程管理者の認証の技術的基準
有機飼料の生産行程管理者	【農産物】有機農産物及び有機飼料についての生産行程管理者の認証の技術的基準 【加工飼料】有機加工食品及び有機飼料についての生産行程管理者の認証の技術的基準
有機農産物の小分け業者	有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者の認証の技術的基準
有機加工食品の小分け業者	
有機畜産物の小分け業者	
有機飼料の小分け業者	
有機農産物の輸入業者	有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準
有機農産物加工食品の輸入業者	

有機農産物及び有機農産物加工食品についての

輸入業者の認証の技術的基準

●技術的基準の構成

- 一、輸入品の受け入れ保管のための施設
 - 二、輸入品の受け入れ及び保管の実施方法
 - 三、輸入品の受け入れ及び保管を担当する者の資格及び人数
 - 四、格付の表示を付する組織及び実施方法
 - 五、格付の表示を担当する者の資格及び人数
- 付則

●認証の技術的基準の内容

一、 輸入品の受け入れ及び保管ための施設

取り扱う農林物資	満たすべきこと
有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い輸入食品の受け入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。
有機農産物加工食品	有機加工食品の日本農林規格第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸入食品の受け入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

【注意点】

●明るさ

関連法規の規制がある場合は、その規制の遵守。ない場合については、作業指示や記録を明瞭に読むことができる、品物を正しく識別できるなど適切に作業ができる明るさを確保できること。

●適切な清掃

取り扱う製品の品質を確保し、その製品に応じて必要な衛生管理を実施できるレベルであること。

二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法

1 受け入れ保管責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 輸入品の受け入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

【注意点】

- * 受け入れ保管責任者は、輸入品の受け入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進、工程に生じた異常等に対する処置や指導ができる人でなければならない。また、その責任と権限が与えられなければならない。特に会社組織の場合、仕事行う権限と責任が付与されていること。

2 次の事項（表の左欄）について内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

【注意点】 具体的かつ体系的整備とは

- ① 規程は、作業ができる具体性をもつこと
- ② 荷受けから出荷までの輸入品の受入れから保管、包装、出荷までのすべて工程を網羅していること
- ③ 定められた6つことが全部決めてあること

【基準の要求と定めるべき事項】

表の左欄の基準の要求事項が認証の技術的基準に定められた事項です。右欄は、定めるべき事項などその解説です。

基準の要求事項	内部規程が含む必要のあること
(1) 有機農産物又は有機農産物加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項	①仕入れ先が同等性国の認証事業者であることの確認の手順（例えば取引開始前の認証証の写しの取得） ②受け入れ時に受け入れ担当者が確認すべき事項 ③荷受けした荷物の識別表示の方法 ④荷受けした荷物の保管の方法 ⑤包装の方法 ⑥荷受け・包装記録を作成すること（記録様式の整備を行っていること）
(2) 外国の政府機関その他これに準ずるものとして	添付されている証明書が、当該荷物のものであり、正しい、適切なものであることを確認する方法

<p>施行規則第38条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項</p>	
<p>(3) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</p>	<p>①受け入れ、保管及び包装の行程管理するために必要な記録作成について、定める。記録の種類と役割などを定めるのが良い。 輸入品受け入れ・保管の記録 包装の記録 ②それらの記録の保存期間を定める 賞味期間や関連法規制を加味して期間を決める</p>
<p>(4) 苦情処理に関する事項</p>	<p>以下のことを含める ①苦情を受けた場合には、受入保管責任者に報告される。 ②報告を受けた受入保管責任者は、適切な処置もしくは処置の指導を、すみやかに実施すること。 ③原因を究明し、組織の業務に原因がある場合には、再発防止などの対策を講じること。 ④苦情の内容、とった処置について記録すること。</p>
<p>(5) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>最低以下のことを明確に定めていること。 ①認証機関への報告にあつては、事実を正しく報告する。 ②年次調査等の認証機関の調査には、協力する。 ③改善指摘を受けた場合には、すみやかに改善を実施し報告する。 ④認証事項（*注2）の変更を予定する場合は、<u>あらかじめ報告する。</u></p>
<p>(6) 包装に使用する機械及び器具に関する事項</p>	<p>① 使用する機械器具のリストアップ ② 使用する機械器具の正常な動作のためのメンテナンス ③ 併用する機械器具があるが場合には、そのことによる混入や汚染のリスクの回避の方法</p>

【*注1】 記録の保存期間についての JAS 施行規則の定め

JAS 法施行規則第 46 条第 1 項一号 二

(11) 認証事業者は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に依り、それぞれ次

に定める期間保存すること。

(i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。)が一年以上である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）

当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）

(ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。）

当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）

***注2：報告を必要とする認証事項の範囲**

報告を必要とする認証事項の範囲は、判定通知書及び審査通知書の「認証事項」の欄に記載されている項目。

***注：変更の内容と取られる処置**

変更の内容によって、必要な処置が異なります。

変更内容	必要な処置
事業所の移転	新しいところで認証を取り直して下さい。認証事項の変更ではなく、新規の認証申請が必要になります。
施設や設備の追加	審査を受けて適合していることの確認を受けて下さい。
取り扱い商品の表示	印刷前に提出して下さい。間違っただ表示が多いので間違いを未然に防止するために確認を行っています。
担当者の変更	資格要件を満たしているかどうかの確認を受けて下さい。
代表者の変更	審査はありません。ただし、報告して下さい。認証証記載事項ですので、認証証の再交付を行います。

3 内部規程に従い輸入品の受け入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

* 見直しの計画及び手順を確立していること

* 従業員への周知の方法、必要な教育訓練の計画及び手順を確立していること

* 年一回以上の見直しを実施している。

< 規程の見直しが必要な場合 >

- ① 規程の方法では不具合があったり、業務手順の変更等が必要になったとき。
- ② 関連法規や社会的要求事項が変更となったとき。
- ③ 不適合等の発生により規程の見直しが必要なとき。
- ④ 何もなくても年に一回は見直す。（見直して変更がないのであればそれで良い）

三 輸入品の受け入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

1 受入保管担当者

受け入れ保管を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

（2）食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 受入保管責任者

（1）受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において、輸入品の受入、保管及び包装に関する課程を修了していること。

（2）受け入れ保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受け入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

* 営業的必要性から格付の表示が左右されてはならないこと。

* 独立した権限を有する組織、体制などが整備されていること。もしくは営業部門に関与しない担当者であること。

2 格付の表示の実施方法

(1) 次の事項（表の左欄）について格付表示規程を具体的かつ体系的に整備していること

【注意点】 具体的かつ体系的整備とは

- ① その手順によれば格付の表示が適切に実施できる具体性をもつこと。
- ② 格付の再表示にかかわる必要な工程が網羅されていること。
- ③ 定められた5つのことが、全部決めてあること。

【基準の要求と定めるべき事項】

表の左欄の基準の要求事項が認証の技術的基準に定められた事項です。右欄は、定めるべき事項などその解説です。

基準の要求事項	格付表示規程が含む必要のあること
ア 格付の表示に関する事項	<p><u>1、格付の再表示を確実にする方法として以下の手順を踏む</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① JAS マークの表示の方法を明確にしておく。 ② <u>受け入れ、保管、包装、表示の終了後</u> <ul style="list-style-type: none"> ア、事実にもとづき工程を網羅した適切な管理記録の作成の確認（この確認すべき記録が何であるか特定しておくこと） イ、記録と格付の再表示を行う荷口の照合 ウ、記録された方法が基準（農林規格第4条の該当するところ）に適合しているかの確認（合否の判定） エ、サンプリングにより実際の表示に適正なものが使用されているかの確認 ③ 工程の検査に合格したものについて、出荷を許可する。不合格なものについては、格付の表示を抹消、除去するなどの処置をとる。 <p><u>2、表示の作成及び管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林規格及び食品表示基準を考慮した製品の表示について明確にしておく。実際の表示の版下等を表示モデルとして規則の別表等で添付し、利用する。 ② JAS マークの管理の方法（管理責任者、保管方法、受払い記録の作成、在庫管理：受払い記録と実際に在

	<p>庫の照合を含む) を定める。</p> <p>③JAS マーク受払い記録の作成方法を明確にする。最低以下のことを記録できる記録様式を定める。</p> <p>ア、作成枚数と作成日 イ、使用日と使用数 ウ、廃棄やロスの数と発生日 エ、在庫数</p>
<p>イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項</p>	<p>①格付再表示後の製品の扱い、非有機農産物や非有機農産物加工食品との混合や取違いを起こさないような注意事項を明確にしておく。</p> <p>②万一有機性を損なった場合は、格付を解除し、表示をはずすことを明確にしておく（JAS 法第41条では、格付の表示の抹消が定められている）。この場合は、原因と格付を解除した数量など処置の記録を残すこと。</p>
<p>ウ 出荷後に有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項</p> <p>【定めるべきこと】：例えば以下のようなことを定める。</p> <p>格付再表示を行って出荷した有機農産物や有機農産物加工食品について、当該製品が不適合品であることが判明した場合には、ただちに格付を抹消し、出荷先に以下のことを報告し適切な処置を要請する。</p> <p>①不適合となった有機農産物の名称 ②出荷日 ③出荷ロット及び量 ④不適合となった理由</p>	
<p>エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項</p>	<p>①格付の表示の実績記録を作成すること及び作成の方法を明確にする。最低以下のことを記録できる記録様式をもつこと。</p> <p>何を（作物もしくは製品の名称） いつ（格付の表示日） どのくらい（数、規格、量） 誰が検査して格付の表示を実施したか（あるいは許可したか）（格付表示担当者の名前）</p> <p>②保存期間を定めておくこと。（2年ないし3年以上、賞味期間や流通在庫を加味して適切な期間とすること）</p>

オ 格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	格付表示の実績報告を毎年6月末までに報告すること など
カ 格付の表示に関する事務の一部を、指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて認証機関の認証に相当する行為を受けた者に委託する場合にあっては、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の監督に関する事項 該当する場合に定める	

(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

【必要なこと】

- * 格付表示規程が適切であること
- * 格付表示担当者が規程の運用を理解していること
- * 実行のための様式が整備されていること
- * 実施されていること

(3) 名称の表示

日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること

取り扱う農林物資	表示についての該当条項及び主な関連法規
有機農産物	有機農産物の日本農林規格第5条、 <関連基準> 食品表示基準 生鮮食品 米にあっては、玄米精米の表示事項 しいたけにあってはしいたけの表示事項 豆類などにあっては、特定商品の販売に係る計量に関する政令により内容量、販売者の表示義務 容器包装リサイクル法、
有機農産物加工食品	有機加工食品の日本農林規格第5条 <関連基準>

	食品表示基準 加工食品の表示 アレルギー食品に関する表示 遺伝子組換え食品に関する表示 容器包装リサイクル法
有機飼料	省略
有機畜産物	省略

- * 名称について正しい規則（モデルを含む）を整備している。
- * 関係者が表示の基準を周知している。
- * 正しく表示を実施している。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

【必要なこと】

- * 講習会を修了し、基準を良く理解した担当者がいること。
- * その者は、格付表示規程を良く理解し、運用できること。
- * 人数は、業務に合わせて適切な人数であること。
- * 実務経験は、求められていないが、実務を一定理解していないと業務はできない。このあたりは、審査で何うことになります。

付則

（経過措置）

- 既存の認証事業者
内部規程及び格付表示規程の追加事項の期限が2017年6月1日
- 2016年6月1日以降に認証を受ける事業者
経過処置なし。認証時にこの基準に適合する必要がある。

以上

添付参考資料

有機農産物及び有機加工食品の JAS 規格 Q&A 輸入業者の該当部分
 米国から同等性を利用した輸入について
 海外からの有機食品の輸入
 食品等の輸入手続きの流れ 参照条文